

令和5年度静岡市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	648戸
(2) 年間総配水量	148,802 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	408 m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 簡易水道事業収益	148,056千円
第1項 営業収益	16,117千円
第2項 営業外収益	131,939千円
支 出	
第1款 簡易水道事業費用	133,000千円
第1項 営業費用	120,210千円
第2項 営業外費用	12,290千円
第3項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額27,900千円は、当年度分損益勘定留保資金等14,491千円及び当年度未処分利益剰余金13,409千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	30,100千円
第1項 他会計支出金	30,100千円

  

支 出	
第1款 資本的支出	58,000千円
第1項 建設改良費	2,602千円
第2項 企業債償還金	54,898千円
第3項 予備費	500千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 簡易水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 24,486千円

(他会計からの補助金)

第7条 簡易水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、92,346千円である。

(利益剰余金の処分)

第8条 当年度利益剰余金のうち、13,409千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 資本的収入額が支出額に不足する額に補てんする。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏



議案第50号

## 令和5年度静岡市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |         |           |    |          |
|---------------|---------|-----------|----|----------|
| (1) 病床数       | 一般病床    | 463床      |    |          |
| (2) 患者数       | 年間延患者数  |           |    |          |
|               | 入院      | 126,868人  | 外来 | 172,528人 |
|               | 1日平均患者数 |           |    |          |
|               | 入院      | 347人      | 外来 | 710人     |
| (3) 主要な建設改良事業 | 病棟改修事業  | 209,400千円 |    |          |
|               | 医療器械等購入 | 500,000千円 |    |          |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款	病院事業収益	12,805,000千円	
第1項	医業収益	10,589,678千円	
第2項	医業外収益	2,215,322千円	
支		出	
第1款	病院事業費用	12,805,000千円	
第1項	医業費用	12,467,569千円	
第2項	医業外費用	336,431千円	
第3項	予備費	1,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,720,819千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額64,490千円及び過年度分損益勘定留保資金1,656,329千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	745,181千円
第1項 企業債	689,000千円
第2項 出資金	35,750千円
第3項 貸付金返還金	10,048千円
第4項 基金運用収入	8千円
第5項 その他収入	10,375千円

支 出

第1款 資本的支出	2,466,000千円
第1項 建設改良費	1,094,082千円
第2項 貸付金	61,550千円
第3項 企業債償還金	610,360千円
第4項 基金積立金	8千円
第5項 投資	700,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療機器保守経費 (令和5年度購入分)	令和6～11年度	300,000千円
図書費 (洋雑誌)	令和6年度	8,409千円
院内主要LAN設備等賃借業務 (収益的支出分)	令和6～10年度	49,115千円
院内主要LAN設備等賃借業務 (資本的支出分)	令和6～10年度	98,020千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病棟改修事業	209,400千円	1 借入先 政府、銀行その他	7%以内 (ただし、利率見直し方式	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。
医療機器整備事業	479,600千円	2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和5年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,515,996千円

(2) 交際費 171千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、893,900千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,530,000千円と定める。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏



議案第51号

令和5年度静岡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	313,966戸
(2) 年 間 総 配 水 量	80,533,542 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 配 水 量	220,037 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
水道整備費	7,004,824千円

日本平麓ポンプ場外2施設築造工事、清水谷津浄水場集水井築造に伴う配管工事  
及び管網整備等

送 配 水 管 布 設	1,370 m
導 送 配 水 管 布 設 替	26,949 m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	12,271,000千円
第1項 営業収益	11,470,601千円
第2項 営業外収益	782,908千円
第3項 特別利益	17,491千円

支 出

第1款 水道事業費用	10,806,000千円
第1項 営業費用	9,905,337千円
第2項 営業外費用	899,663千円
第3項 予 備 費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,578,000千円は、減債積立金2,207,325千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額571,678千円、過年度分損益勘定留保資金1,513,155千円及び当年度分損益勘定留保資金1,285,842千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	4,092,000千円
第1項 企業債	3,584,000千円
第2項 固定資産売却代金	7千円
第3項 国庫（県）支出金	96,501千円
第4項 他会計支出金	140,922千円
第5項 負担金	270,570千円
支 出	
第1款 資本的支出	9,670,000千円
第1項 建設改良費	7,153,242千円
第2項 企業債償還金	2,316,758千円
第3項 投資	200,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
監視型漏水調査業務	令和6年度	26,093千円
水道料金等クレジットカード収納に係る収納事務運用準備及び納付サイト構築業務	令和6年度	3,738千円
水道料金及び下水道使用料徴収システム機器リース料(令和5年度分)	令和6～10年度	202,695千円
葵区門屋送水管布設替実施設計業務	令和6年度	15,000千円
丸子新田取水場試験井築造に伴う詳細設計業務	令和6年度	23,000千円
(仮称)馬走ポンプ場実施計画・基本設計業務	令和6年度	14,000千円
(仮称)新中町送水管布設替基本設計業務	令和6年度	30,000千円
庵原配水場柏尾系送水ポンプ改良基本・詳細設計業務	令和6年度	21,000千円
与一取水場4号井取水ポンプ等更新工事	令和6年度	240,000千円
清水区興津清見寺町配水本管布設替工事	令和6～7年度	240,000千円

事 項	期 間	限度額
上足洗一丁目外葵区・駿河区内配水管布設替工事	令和6年度	642,600千円
八坂北二丁目外清水区内配水管布設替工事	令和6年度	496,360千円
巴川右岸第2排水区渋川雨水ポンプ場土木その3工事 (水道事業負担分)	令和6～7年度	17,300千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業	3,584,000千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和5年度 ただし、事業進ちょく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,531,067千円  
 (2) 交 際 費 200千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事費用に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、94,104千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,500千円と定める。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

## 令和5年度静岡市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	267,910戸
(2) 年間総処理水量	141,900,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	388,767m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
下水道整備事業	10,873,893千円
下水道管渠布設等	17,107m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	22,792,000千円
第1項 営業収益	16,577,886千円
第2項 営業外収益	6,214,114千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	22,096,000千円
第1項 営業費用	20,148,397千円
第2項 営業外費用	1,946,603千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,826,000千円は、減債積立金1,399,426千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額638,532千円及び当年度分損益勘定留保資金6,788,042千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	12,682,000千円
第1項	企業債	9,998,200千円
第2項	出資金	496,000千円
第3項	国庫(県)支出金	2,119,681千円
第4項	負担金	68,119千円

支 出		
第1款	資本的支出	21,508,000千円
第1項	建設改良費	10,921,000千円
第2項	企業債償還金	10,487,000千円
第3項	投資	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道台帳管理システム機器設置費	令和6～10年度	35,769千円
静岡市公共下水道全体計画見直し業務	令和6年度	22,000千円
公共下水道整備費	令和6年度	400,000千円
渋川雨水ポンプ場整備事業(その1)	令和6年度	60,000千円
渋川雨水ポンプ場整備事業(その2)	令和6～7年度	200,000千円
高松処理区外下水道管路施設改築事業	令和6年度	500,000千円
高松浄化センター消毒機械設備改築工事	令和6～7年度	99,050千円
高松浄化センター消毒電気設備改築工事	令和6～7年度	138,454千円
高松浄化センター雨水沈砂池機械設備改築工事	令和6～7年度	923,155千円
高松浄化センター雨水沈砂池電気設備改築工事	令和6～7年度	195,096千円
城北浄化センターNo.3・4最終沈殿池機械設備改築工事	令和6年度	210,626千円
城北浄化センターNo.3・4最終沈殿池電気設備改築工事	令和6年度	46,269千円
城北浄化センター不活性ガス消火設備及び屋内消火栓設備改築工事	令和6年度	89,397千円
城北浄化センター自動火災報知設備及び誘導灯改築工事	令和6年度	80,850千円
中島浄化センター汚水ポンプ機械設備改築工事	令和6～7年度	811,655千円
中島浄化センター汚水ポンプ電気設備改築工事	令和6～7年度	253,994千円
中島浄化センターNo.2反応タンク設備改築工事	令和6～7年度	650,971千円
清水南部浄化センター新系1系最初沈殿池機械設備改築工事	令和6年度	111,434千円
清水南部浄化センター新系1系最初沈殿池電気設備改築工事	令和6年度	40,478千円
清水南部浄化センター新系1系最初沈殿池土木改築工事	令和6年度	93,332千円
西大谷ポンプ場受変電設備改築工事	令和6年度	84,084千円
愛染ポンプ場受変電設備改築工事	令和6年度	230,369千円
浜田ポンプ場非常用自家発電設備改築工事	令和6年度	171,402千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	9,998,200千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和5年度 ただし、事業進ちょく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,546,089千円

(2) 交際費 200千円

令和5年2月20日提出

静岡市長 田辺信宏